

医療費一部負担金などの免除には証明書が必要になります

東日本大震災により、次のいずれかに該当する人は、その旨を医療機関などの窓口で申し出ること、一部負担金などが免除されていますが、7月からは加入している医療保険の保険者が交付する「免除証明書」を医療機関に提示することが必要になります。「免除証明書」の交付を受けるには申請が必要です。市の国保および後期高齢者医療保険の被保険者は本庁国保年金課または各支所市民課で手続きを行ってください(会社の医療保険に加入されている人は保険者にお問い合わせください)。

◇対象…▶住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした▶主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った▶主たる生計維持者の行方が不明である▶主たる生計維持者が事業を廃止、または休止した▶主たる生計維持者が失業し、現在収入がない▶原子力災害対策特別措置法の規定による避難を行った一人

◎問い合わせ先…本庁国保年金課 ☎②8343または各支所市民課

医療費一部負担金などの免除制度に該当しない場合でも一部負担金の徴収猶予や減免措置の制度があります

市では医療費一部負担金の減免制度を改正しました。国保世帯で免除制度に該当しない場合でも一部負担金の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。徴収猶予、減免を受けるためには申請が必要です。

◇徴収猶予…世帯主が次の①～③のいずれかの事由に該当し、自身および世帯に属する被保険者の収入が生活保護基準と比較して一定割合以下の場合、6カ月以内の範囲で一部負担金の徴収を猶予します。

◇減免…世帯主が次の①～③のいずれかの事由に該当し、自身および世帯に属する被保険者の収入が生活保護基準と比較して一定割合以下で、かつ入院療養中の被保険者がいる世帯で、世帯主などの預貯金額の合計額が生活保護基準の3カ月以下である場合、3カ月以内の範囲で一部負担金を減額、または免除します。

①災害により▶死亡した▶障がい者となった▶資産に重大な損害を受けた一とき。

②干ばつなどにより農業収入が著しく減少したとき。

③事業の休廃止、失業または死亡、疾病その他により収入が著しく減少したとき。

◇申請に必要なもの…印鑑、①～③のいずれかに該当することを証する書類、世帯主および世帯の現在の収入状況がわかるもの、(減免申請の場合)世帯主および世帯の国民健康保険被保険者の預金通帳の写し

◎問い合わせ先…本庁国保年金課 ☎②8343または各支所市民課

県の金融対策制度(被災した中小企業者への金融支援)

◇県制度融資の返済期間延長…返済に困っている中小企業の返済期間を最長3年間延長できます。

◇中小企業経営安定資金(災害対策枠)…【対象】震災後、最近1カ月間の売上高などが前年同月比3%以上減少し、かつその後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが前年同期比3%以上減少が見込まれる企業【融資内容】運転資金・貸付限度額8千万円、融資年利(固定)2.1~2.5%以内、保証料率0.45~1.5%※セーフティーネット保証の場合は異なります。

◎問い合わせ先…県庁経営支援課 ☎019(629)5542

東日本大震災特別雇用相談窓口の開設

震災により被災した、市内で生活している人の雇用を支援するため、特別雇用相談窓口を開設しています。雇用に関する情報の提供なども行いますのでご利用下さい。

◇場所・日時…▶本庁労働政策課、千厩支所・毎日9時~16時▶花泉支所・毎週⑩13時30分~16時▶大東支所・毎週⑩10時~12時、13時~16時▶東山支所・毎週⑩13時30分~16時▶室根支所・毎週⑩10時~12時、13時~16時▶川崎支所・毎週⑩10時~12時 ※④、⑥、⑧を除く

◎問い合わせ先…本庁労働政策課 ☎②8461または各支所産業経済課

被災者への司法書士無料電話相談

◇相談先…☎0120-823815(岩手県専用フリーダイヤル)

◇受付時間…10時~13時(④⑥⑧を除く)

◎問い合わせ先…岩手県司法書士会 ☎019(622)3372

総務省岩手行政評価事務所による被災者のための「震災行政相談専用フリーダイヤル」の開設

◇相談先…☎0120-711815(専用フリーダイヤル)

◇受付時間…8時30分~17時15分※④⑥⑧も受け付け。時間外は留守番電話で対応します。

◎問い合わせ先…総務省岩手行政評価事務所 ☎019(622)3470

表1 ■一般会計の歳入歳出状況

歳入		(単位:万円、%)			
区分	予算額	収入済額	収入率		
自主財源※3	市税	111億3512	106億5978	95.7	
	繰入金	1億3848	1億1227	81.1	
	諸収入	12億9591	11億9900	92.5	
	分担金及び負担金	8億8472	6億6342	75.0	
	使用料及び手数料	4億5749	3億9958	87.3	
	その他	23億4079	22億6670	96.8	
	計	640億1153	521億6427	81.5	
依存財源※4	地方交付税	237億3908	237億3908	100.0	
	市債	96億5979	32億8897	34.0	
	国庫支出金	67億4978	50億9228	75.4	
	県支出金	49億8310	22億1172	44.4	
	地方譲与税・交付金	26億2727	25億3147	96.4	
	計	640億1153	521億6427	81.5	
	歳出		(単位:万円、%)		
	区分	予算額	支出済額	執行率	
	総務費	101億9399	90億8110	89.1	
	民生費	142億7033	135億8378	95.2	
衛生費	42億3353	31億9050	75.4		
農林水産業費	39億1784	32億7129	83.5		
商工費	22億6882	19億6179	86.5		
土木費	85億3649	46億7890	54.8		
消防費	28億262	26億7441	95.4		
教育費	71億7690	56億9641	79.4		
災害復旧費	2億6977	5921	21.9		
公債費	92億6865	92億6793	99.9		
その他	10億7259	8億3238	77.6		
計	640億1153	542億9770	84.8		

表2 ■地方債借入れと年度末現在高見込み

21年度末現在高	740億1621万円
22年度中借入れ見込み額	80億8519万円
22年度中元金償還見込み額	81億6388万円
22年度末現在高見込み	739億3752万円 (540億9143万円)
市民一人当たり残高見込み	61万9902円 (45万3509円)

※()は、元利償還金の全額が地方交付税として交付される臨時財政対策債、減税補てん債などを除いた公共事業に充てた市債の額

表3 ■特別会計の歳入歳出状況 (単位:万円)

会計名	予算額	収入済額	支出済額
国保(事業勘定)	122億4465	104億5833	113億6968
国保(直営診療施設勘定)	5億4390	2億3682	4億7369
老人保健	1211	362	136
後期高齢者医療	10億5082	9億9816	9億788
介護サービス事業	3943	2278	3907
土地取得事業	353		349
金沢財産区	1028	1008	190
都市施設等管理	8710	7913	5604
工業団地整備事業	3760	657	3368
市営バス事業	1億4230	3595	1億2658
簡易水道事業	22億1846	3億6496	18億9868
下水道事業	36億5232	13億2711	26億4495
農業集落排水事業	3億196	5150	2億9033
浄化槽事業	1億7714	7520	1億5609
物品調達	3613	2211	2096

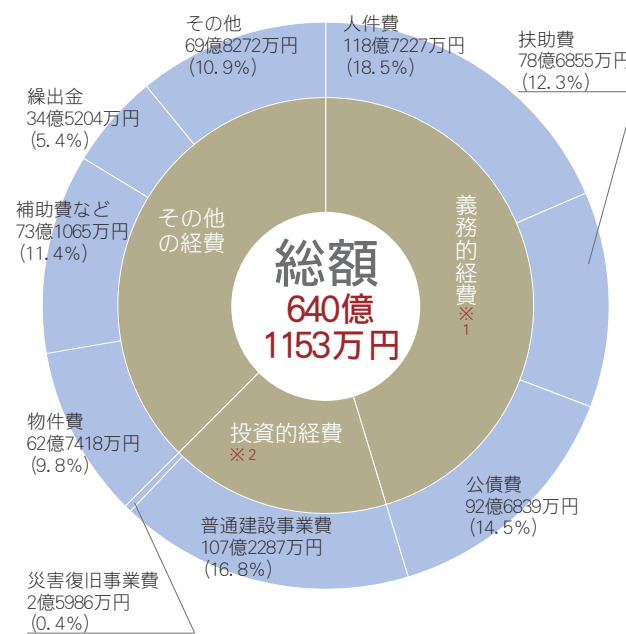


図1 ■一般会計歳出予算の性質別内訳

平成22年度の一般会計最終予算と3月31日現在の歳入歳出の状況は表1のとおりで、一般会計の最終予算額は640億1153万円です。このうち歳出を経済的性質を基に分類した内訳は、図1のとおりです。これに対する3月31日現在の収入額は521億6427万円、予算に対する収入率は81.5%となっております。また、支出額に対する執行率は84.8%となっております。

みは、表2のとおりで、22年度末での市民1人当たりの地方債残高見込みは、61万9902円となりました。特別会計の3月31日現在の歳入歳出の状況は表3のとおりとなっております。22年度の決算については、5月末までの出納整理期間(※5)中の歳入歳出をふまえ、市議会による認定を経て、広報および市のホームページによりお知らせします。

用語の解説

※1 義務的経費…①人件費(職員の給与、議員報酬など)②扶助費(生活保護費や児童手当などの福祉施策経費)③公債費(市債などの償還金)を合計したもので、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費

※2 投資的経費…道路、学校の建設など社会資本の整備や災害復旧に要する経費

※3 自主財源…市税や使用料などが市が自主的に収入することができるとする財源

※4 依存財源…地方交付税、国・県支出金など国や県から交付される財源や市債など

※5 出納整理期間…会計年度終了後に未収未払の整理のみを行う4月1日から5月31日までの期間